



2009年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

3級 実技試験
個人資産相談業務

実施日 2009年5月24日(日)

試験時間 13:30~14:30(60分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、三択択一式5題(15問)です。
2. 筆記用具, 計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁, 印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. 中途退出はできません。
8. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
9. その他、試験監督者の指示に従ってください。

この試験の模範解答は5月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

7月1日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．各問について答を1つ選び，その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、60歳の定年退職後も嘱託として再雇用されていたが、65歳の誕生日をもって、大学卒業後から勤めてきた会社を完全に退職する予定である。

Aさんは、退職後の健康保険への加入や老齢給付等で不安に思っていることがあるため、ファイナンシャル・プランナーであるDさんに相談することにした。

なお、Aさんおよび家族に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんおよび家族のデータ

- ・ Aさん（満64歳）：昭和19年10月10日生まれ
会社員であり、健康保険、厚生年金保険に加入中
標準報酬月額：36万円
- ・ 妻 B（満60歳）：昭和23年8月23日生まれ
Aさんが加入する健康保険の被扶養者
現在および将来も、Aさんと同居し、生計維持関係にある
- ・ 子 C（満34歳）：昭和49年6月25日生まれ
国民年金、国民健康保険に加入中
飲食店を営み、現在および将来も、Aさんと同居の予定

公的年金の加入歴（見込みを含む）

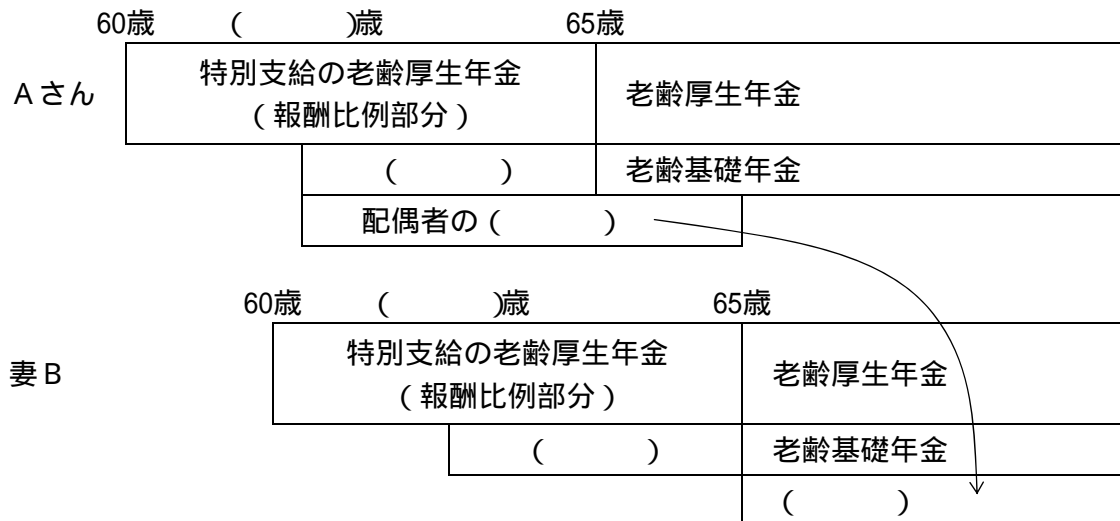
| | | | | |
|-----|--------------|------------------|-----------------|-----------------------|
| | 20歳 | | 60歳 | 65歳 |
| Aさん | 未加入 (30月) | 厚生年金保険 (450月) | 厚生年金保険 (60月) | |
| 妻 B | 18歳 | 厚生年金保険 (78月) | 未加入 (150月) | 60歳 国民年金 (268月) |

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんの退職後の公的医療保険制度について、Dさんが説明した次の内容のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんは、退職後、健康保険の任意継続被保険者となることを選択できるが、これを選択した場合、Aさんが負担する健康保険の保険料は、原則として退職時と同額である。
- 2) Aさんが、退職後、国民健康保険の被保険者となる場合、原則として妻Bも国民健康保険の被保険者となる。
- 3) Aさんは、退職後、子Cが加入している国民健康保険の被扶養者となることができるが、被扶養者となった場合、Aさんは保険料算出の対象とはならないため、子Cの国民健康保険の保険料負担が増えることはない。

《問2》 Aさん夫婦における老齢給付について、Dさんがまとめた次の概略図の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。



- 1) 62 経過的加算 特別加算 振替加算
- 2) 63 経過的加算 加給年金額 特別加算
- 3) 62 特別支給の老齢厚生年金(定額部分) 加給年金額 振替加算

《問3》 老齢給付を受ける際にAさんが行う裁定請求について、Dさんが説明した次の内容のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんが、すでに特別支給の老齢厚生年金の裁定請求を済ませている場合であっても、65歳以後の老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給するためには、別途、「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」の提出が必要となる。
- 2) Aさんが、まだ特別支給の老齢厚生年金の裁定請求をしておらず、すぐにその手続をする場合、書類の提出先は、原則としてAさんが住む市区町村の年金窓口となる。
- 3) Aさんが、まだ特別支給の老齢厚生年金の裁定請求をしていない場合は、65歳になるまでに特別支給の老齢厚生年金の繰下げ請求をすることで、増額した年金が受け取れる。

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（45歳）は，資産運用を目的として，個人向け国債以外の債券投資について理解したいと考えており，Aさんは，「残存期間8年の10年利付国債（クーポンレート1.6%）」への投資を検討している。

そこで，Aさんは，ファイナンシャル・プランナーであるBさんに，検討中の国債やそれに係る税制について聞いてみることにした。

《問4》 Aさんが検討している「10年利付国債」の商品概要等について，Bさんが説明した次の内容のうち，最も適切なものはどれか。

- 1) 購入単位は，額面10,000円以上10,000円単位であり，毎月発行が行われる。
- 2) 固定金利型の金融商品であり，半年ごとに（年2回にわたり）利払が行われる。
- 3) 購入後に市場金利が低下した場合，通常，元本部分については，債券としての時価額が目減りするため，償還期限前に譲渡したときには譲渡損が生じることになる。

《問5》 Aさんは，居住者である個人に係る国内の債券（利付国債）の税制について知りたいと考えた。Bさんが説明した次の内容のうち，最も適切なものはどれか。

- 1) 利付国債の譲渡益は，非課税とされている。
- 2) 利付国債の償還差益は，原則，利子所得として20%の源泉分離課税となる。
- 3) 利付国債の利子には，いわゆる「特別マル優」の取扱いはない。

《問6》 Aさんは，債券の利回り計算について理解したいと考えた。Aさんが，設例で検討中の国債を99.20円で購入し，それを償還期限まで保有した場合の最終利回りは，次のうちどれか。なお，最終利回りの計算は単利の年率換算とし，税金・手数料等は考慮せず，計算結果は%表示における小数点以下第3位を四捨五入すること。

- 1) 1.51%
- 2) 1.61%
- 3) 1.71%

(メモ余白)

《問8》 Aさんの源泉徴収票にある「所得控除の額の合計額」に入る金額は、次のうちどれか。

- 1) $1,372,630円 + 50,000円 + 30,000円 + 310,000円 + 630,000円 + 380,000円 = 2,772,630円$
- 2) $1,372,630円 + 50,000円 + 30,000円 + 310,000円 + 630,000円 + 380,000円 + 380,000円$
 $= 3,152,630円$
- 3) $1,372,630円 + 50,000円 + 30,000円 + 310,000円 + 380,000円 + 630,000円 + 380,000円$
 $+ 380,000円 = 3,532,630円$

《問9》 Aさんが、Y社から支払を受けた配当金に係る所得（平成21年分）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、Aさんは、Y社の発行済株式総数の5%以上を有する大口株主等ではない。

- 1) 配当金に係る所得について適用される源泉徴収税率は、20%（所得税15%、住民税5%）である。
- 2) 配当金に係る所得について、Aさんが総合課税を選択する場合、当該配当所得の金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができる。
- 3) 配当金に係る所得について、Aさんが総合課税を選択する場合、原則として税額控除である配当控除の適用を受けることができる。

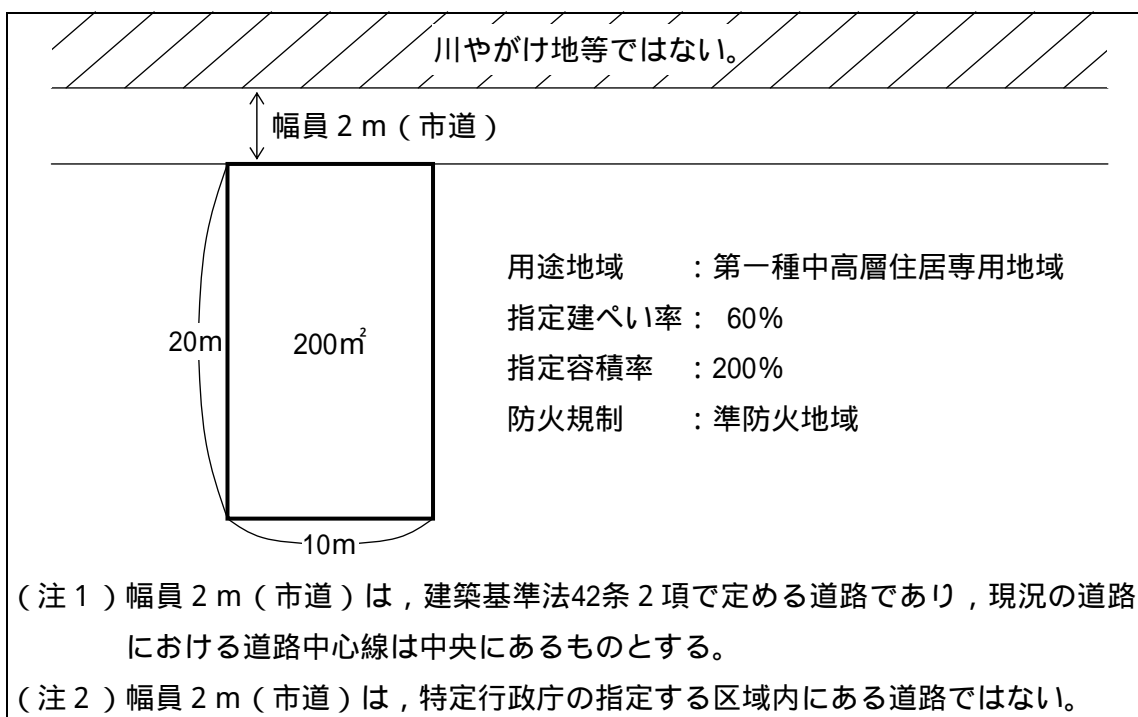
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（43歳）は、現在、Bさんが所有する土地（更地）を購入して、そこに自宅を建設することを予定している。そこで、購入にあたり、ファイナンシャル・プランナーであるCさんに相談することにした。

なお、Aさんが購入を予定している土地の概要は、以下のとおりであり、Aさん、BさんおよびCさんは、宅地建物取引業者ではない。

土地の概要



上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの土地購入にあたり、Cさんは、土地の価格水準について各種の公的な価格をもって説明することにした。Cさんが説明した次の内容のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 地価公示価格は、一般の土地の取引価格に対する指標を与えるものとして、毎年1月1日を基準日として、国土交通省（土地鑑定委員会）が発表するものである。
- 2) 毎年4月1日を基準日として各都道府県が発表する基準地価格は、固定資産税、都市計画税および不動産取得税の算出の基礎となる土地の評価額である。
- 3) 相続税路線価は、相続税・贈与税を算出する際の基礎となる土地の価格であり、地域ごとに都道府県知事によって設定されるが、その価格水準は地価公示価格のおおむね80%となるように設定されている。

《問11》 土地購入上の留意点について、Cさんが説明した次の内容のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 土地の取得後、当該土地に隠れた瑕疵があることが判明し、Aさんが予定していた自宅の建設ができなくなった場合、民法の規定では、Aさんはいつでも契約の解除をすることができる。
- 2) 売買契約成立後、土地の引渡しまでの間に、天変地異等で土地が毀損し引渡しが不能となった場合でも、民法上、買主のAさんに代金支払債務は残る。このような事態を避けるため、売買契約において、Aさんが契約の解除を行えるように約定しておく必要がある。
- 3) 登記記録に記載されている所有者がBさんであったため、AさんはBさんを売主と信じて売買を行ったが、その後、真の所有者がKさんであることが判明した。この場合、Aさんは、登記を信じて取引をしているため、民法上、当該土地の所有権を必ず取得できる。

《問12》 Aさんが、当該土地を購入し、その後に自宅（2階建て）を建設する場合、セットバック後に建設可能となる建物の延べ面積は、次のうちどれか。なお、前面道路幅員による容積率の制限については考慮しないこと。

- 1) $10\text{m} \times 19\text{m} \times 60\% = 114\text{m}^2$
- 2) $10\text{m} \times 18\text{m} \times 200\% = 360\text{m}^2$
- 3) $10\text{m} \times 19\text{m} \times 200\% = 380\text{m}^2$

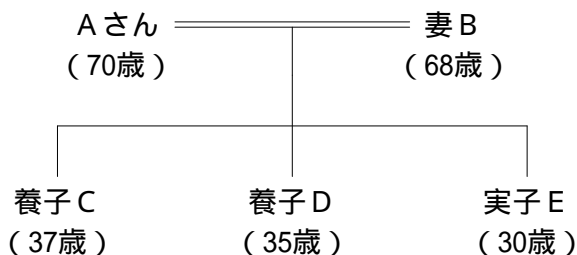
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、将来の相続に備え、自筆証書遺言の作成を検討している。

Aさんの現在の親族関係図は、以下のとおりであり、養子Cおよび養子Dは、Aさんおよび妻Bの普通養子である。また、Aさんの親族は、全員が日本国籍で、かつ、日本国内に住所を有し、財産はすべて日本国内にあるものとする。

親族関係図



相続税の速算表

| 法定相続分に応ずる各人の取得金額 | 税率 | 控除額 |
|--------------------|-----|---------|
| 1,000万円以下 | 10% | |
| 1,000万円超 3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 3,000万円超 5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 5,000万円超 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 1億円超 3億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| 3億円超 | 50% | 4,700万円 |

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 自筆証書遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 自筆証書遺言は、遺言者であるAさんが、遺言の全文、作成年月日および氏名を自書(ワープロ等での作成は不可)し、これに押印することにより成立する。
- 2) 自筆証書遺言書に押印する印鑑は、法的には、必ずしも実印である必要はなく、認印でも有効とされている。
- 3) 自筆証書遺言書の保管者やそれを発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく当該遺言書を簡易裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。

《問14》 Aさんの相続における相続人の数に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんの相続において、民法上で規定される相続人は、妻B、養子C、養子D、実子Eの4人であり、相続税の遺産に係る基礎控除額計算上の相続人の数も4人である。
- 2) Aさんの相続において、民法上で規定される相続人は、妻B、養子C、養子D、実子Eの4人であるが、相続税の遺産に係る基礎控除額計算上の相続人の数は、養子の数が制限されているため3人となる。
- 3) Aさんの相続において、民法上、相続税法上ともに養子の数に制限があるため、民法上で規定される相続人は、妻B、実子E、養子Cまたは養子Dの3人であり、相続税の遺産に係る基礎控除額計算上の相続人の数も3人である。

《問15》 仮に、Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額」）を9,000万円とした場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 1,225万円
- 2) 1,275万円
- 3) 1,400万円

(メモ余白)